

○かほく市公共工事の前金払取扱要綱

平成16年3月1日

告示第89号

改正 平成17年5月10日告示第44号

平成21年2月17日告示第14号

平成24年3月28日告示第22号

平成29年3月17日告示第13号

(趣旨)

第1条 市が発注する公共工事の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定に基づく前金払の取扱いについては、この告示に定めるところによる。

(前金払の範囲及び割合)

第2条 前金払の範囲及び割合は次の表のとおりとする。ただし、前払金の額に10万円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てる。なお、財源が未確定の場合あるいは歳計現金の保有状況によりこれを減額することができる。

区分	契約金額	割合
(工事) 土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計又は調査及び機械類の製造を除く。)	200万円以上	4割以内
(設計又は調査) 土木建築に関する工事の設計又は調査	200万円以上	3割以内
(機械類の製造) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造	1,000万円以上	3割以内
(測量) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第1項に規定する測量	200万円以上	3割以内

2 総工事費の2割5分以上の資材を市が支給する請負工事については、前項の規定にかかわらず、前金払の割合は2割5分以内とする。

3 工期が2年度以上に渡る契約における前金払は、当該年度において実施すべき契約金額に相当する金額に対してすることができる。

(前金払の交付申請及び保証証書の寄託)

第3条 前金払を受けようとするものは、請負契約締結後速やかに公共工事の前払金保

証事業に関する法律に定める前払金保証事業会社と前払金の保証について保証契約を締結した保証証書原本及び写し各1通を提出しなければならない。

2 保証書原本は契約担当課において保管するものとし、保証書の写しはかほく市財務規則（平成16年かほく市規則第29号）第114条による証拠書類とする。

（前金払の支出）

第4条 前金払をしようとするときは、支出負担行為伺にその旨を明記するとともに支出に際しては、支出命令書に「公共事業前金払」と明示するものとする。

（工事内容の変更に伴う前払金の増減）

第5条 前金払をした後において工事の変更等の理由により契約額が増減を生じた場合においては、原則として前払金の変更はしない。ただし、実情やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（保証契約の変更）

第6条 前金払をした公共工事の完成期日が延長されたときは、請負者は、直ちに保証契約を変更し変更後の保証証書を提出しなければならない。

（部分払をする場合の前払金額の精算方法）

第7条 前金払をした公共工事の出来高に応じて部分払をする場合には、請負金額に出来高割合を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額から、前払金額に工事の出来高割合を乗じて得た額を控除して支払うものとし、10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（義務違反による前金払の返還）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前金払の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 前払金を当該請負工事等以外の目的に使用したとき。

（2） 請負者がその契約義務を履行しないとき。

（3） 当該工事の請負契約等を解除したとき。

（4） 契約金額にその3分の1以上の減額変更があったとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により前金払の全部又は一部を返還させる場合において、必要と認めたときは、これに相当額の利息を付すことができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の公共工事の前金払取扱要綱（平成8年高松町要綱第3号。以下「合併前の要綱」という。）により支出された前払金については、なお合併前の要綱の例による。

3 施行日の前日までに、合併前の要綱によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年5月10日告示第44号）

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成21年2月17日告示第14号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日告示第22号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日告示第13号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。